

システム標準化に係る健康管理システム Fit&Gap 分析支援

業務委託に係る公募型提案依頼書

芦屋市こども福祉部こども家庭室

こども家庭・保健センター

システム標準化に係る健康管理システム Fit&Gap 分析支援 業務委託提案方式実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「システム標準化に係る健康管理システムFit&Gap分析支援業務委託」（以下、「本業務」という。）とする。

(2) 本業務の目的及び依頼内容

令和7年度末までの自治体情報システムの統一・標準化への対応が必須となっており、芦屋市においても、早期に導入の検討及び準備を行う必要がある。健康管理システムの標準準拠システムの導入にあたっては、短い時間での業務の見直し、情報の収集・分析が必要となるため、高度な技術に基づく専門的な知見を有したベンダーに、Fit&Gap 分析の実施や移行計画の策定等を委託するもの。

なお、本事業に提案するベンダーは、継続して標準化対応システムの開発・導入・保守までを行えるベンダーとする。

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4) 公募型提案方式とした理由

業務の目的及び依頼内容を実現できる最適な方法を予定価格の範囲内で実施するべく、指定した内容の条件を満たしたより良い提案を募り、価格及び価格以外の要素を含めて総合的に評価できるよう、本提案依頼を行うこととした。

(5) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(6) 予定金額（上限額）

本業務の予定金額（上限額）は、4,395,600円（税込）であり、見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2) 参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市子ども福祉部子ども家庭室子ども家庭・保健センターへ提出すること。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、子ども家庭・保健センター代表メール (kenkou@city.ashiya.lg.jp)宛に、別紙「質問回答票」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、電子メールで参加意思表明者全員に公表する。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2 (5) 提出場所」へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

芦屋市子ども福祉部子ども家庭室子ども家庭・保健センター
(芦屋市呉川町14番9号)

(6) 問合せ先

芦屋市子ども福祉部子ども家庭室子ども家庭・保健センター

担当：鳥越・濱田・小菅・山部

TEL：0797-31-1586

FAX：0797-31-1018

E-mail：kenkou@city.ashiya.lg.jp

(7) 参加資格認定結果通知

非認定者には、辞退者を除き電子メール又はFAXにより送付し、郵送する。

また、認定者には、電子メールにより連絡する。

(8) 事前審査結果通知

失格者には、辞退者を除き電子メール又はFAXにより送付し、郵送する。

また、通過者には、電子メールにより連絡する。1次評価の内容については、「3 (1) 評価方法」を参照すること。

(9) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての提案者に電子メール又はFAXにより送付し、郵送す

る。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査及び1次評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額(上限額)」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段階	種別	対象	評価者	概要
参加資格確認	・書類審査	参加意思表明書提出者	専門委員会	参加申請書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
事前審査	・書類審査	企画提案書等提出者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。
1次評価	・書類審査 ・企業評価 ・提案内容評価 ・価格評価	事前審査通過者	専門委員会	提出書類の見やすさや具体性等、提案内容及び価格による評価を行う。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

- ① 1次評価の点数により、総合点で事業者を決定する。
- ② 配点は、企業評価1割(10点)、提案内容評価4割(40点)、価格評価5割(50点)とする。

(3) 参加資格確認

① 対象

参加意思表明書提出者

② 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認する。

(4) 事前審査

① 対象

企画提案書等提出者

② 評価方法

提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5) 1次評価

① 対象

事前審査通過者

② 評価方法

書類審査において行う。

(ア) 書類審査による評価

評価基準表に記載している項目が確認できること及び提案書類の分かりやすさや具体性の有無について確認する。

(イ) 価格評価

価格点の算出基準

$$\text{価格点} = \text{配点} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積金額})$$

(6) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

① 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合

② 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合

③ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合

④ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合

⑤ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、1項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が満点の60%未満である場合

4 その他

(1) 留意事項

① 本契約は、業務完了の検査検収後、適切な請求書を受領後30日以内に支払いをする。

② 企画提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。

③ 提出された企画提案書等の全ての資料を受領した後の加筆及び修正は認めない。

④ 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

⑤ 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。

以上

システム標準化に係る健康管理システム Fit&Gap 分析支援

業務委託提案方式スケジュール

手 続	日 時
(1) 公表	令和5年8月17日（木曜日）
(2) 質問受付期間	令和5年8月17日（木曜日）から 令和5年8月22日（火曜日）17時まで
(3) 質問回答期限	令和5年8月25日（金曜日）17時まで
(4) 参加意思表明書提出期限	令和5年8月31日（木曜日）17時まで
(5) 参加資格の有無の通知	令和5年9月4日（月曜日）17時以降
(6) 企画提案書・見積書提出期間	令和5年8月17日（木曜日）から 令和5年9月7日（木曜日）17時まで
(7) 最終結果通知	令和5年9月21日（木曜日）17時以降
(8) 契約候補者と所管課との調整等	令和5年9月下旬
(9) 契約締結予定日	契約候補者決定後、デジタル基盤改革支援補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた後、速やかに契約締結を行う。

評価基準表

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点	
企業評価	企業能力	情報マネジメント	プライバシーマーク又は ISO27001 の取得 【プライバシーマーク登録証（写）又は認証登録証明書（写）】	取得	1	
		業務実績	過去5年間における同種業務の実績 【履行実績届】	あり	1	
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【競争入札参加資格申請書により確認するため不要】	芦屋市内	1	
		業務実績	本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績（過去7年間に限る） 【契約書（写）】	あり	1	
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する証明書（写）】	導入	1	
		障がい者雇用状況	障がい者の雇用状況 【障がい者雇用状況報告書（写）】	あり	1	
		男女共同参画推進の取組	育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入 【各事業者の制度概要（写）】	あり	1	
		女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書（写）】	取得	1	
		子育てサポートの取組	くるみん認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書（写）】	取得	1	
		若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得 【基準適合事業主認定通知書（写）】	取得	1	
	小 計					10

審査項目	評価の視点	指標	配点
提案内容評価	提案事項を実施するに当たっての取組方針	<input type="checkbox"/> 業務の目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されているか	5
	国・県の動向についての見識	<input type="checkbox"/> 法令、制度、国の法改正のポイントを把握しているか。 <input type="checkbox"/> 国や県に対する見識はあるか。	5
	説得力	<input type="checkbox"/> 提案内容をわかりやすく説明できているか。またその熱意があるか。	5
	作業が円滑に行えるか	<input type="checkbox"/> 適切なサポートが期待できるか。	5
	人員体制等	<input type="checkbox"/> 常時、適正な人員を配置する能力があるか。	5
	スケジュール	<input type="checkbox"/> 各工程の内容が無理のないスケジュールになっているか。	5
	その他	<input type="checkbox"/> 標準化対応システムが、本市の求める業務要求水準を充足しているか。	5
<input type="checkbox"/> 提案書から、加点するに値する記述や提案があるか。		5	
			40
価格評価	見積の妥当性、コスト意識	価格点 = 配点 × (最低見積金額 ÷ 見積金額)	50
			100

公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和4・5年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。